

局. 総務部 高<日

茨城県原子力安全対策課長. 企画官 氏. 東田. 明野課長へ要望予定.

日程調整中

各課 (想定作成 願ひ可)

案(4). 原. 池. 氏. 氏

添付資料のメモの作成を求めらるゝ.

ファクシミリ送信表

送信年月日	平成20年 7月10日 (木)
送信先	原子力安全委員会 日高様 Fax: 03-3581-9835
送信者	茨城県生活環境部原子力安全対策課 池田 Email [REDACTED] 〒310-8555 住所 茨城県水戸市笠原町978-6 FAX番号 029-301-2929 電話番号 029-301-2922 (ダイヤルイン) [REDACTED]
枚数 (送信票を含む)	A4 4枚
メモ	
<p>お世話になっております。</p> <p>本日お願いさせていただきました、茨城県の中央要望をお送りします。貴委員会に直接関係ない内容も含まれておりますが、中央要望にお伺いするときは、貴委員会に関係するもののみ抜粋してお渡しする予定です。</p> <p>お忙しいところ恐縮ですが、よろしく申し上げます。</p> <p>お伺いする日程についてはまだ調整がつかない所があるため、いましばらくお待ちいただければ幸いです。</p>	

原子力安全対策について

<提案・要望内容>

本県は、ジェー・シー・オー臨界事故をはじめ深刻な事故の経験を踏まえ、原子力施設の安全確保や、原子力災害発生時の住民広報・避難などの災害対策の一層の強化が求められていることから、県民が安心して生活できるよう、下記事項について要望いたします。

記

1 原子力全般について

(1) 日本原子力研究開発機構における研究開発の推進について

ア 日本原子力研究開発機構においては、基礎・基盤研究を積極的に進めるとともに、安全対策に投資すること。

特に、大洗研究開発センター材料試験炉（JMTR）の改修については適切な予算措置を講じること。

イ 日本原子力研究開発機構が、国の安全規制や原子力施設等の事故・故障の原因究明等に関し、人的・技術的支援業務を行うに当たっては、業務の中立性、透明性を確保するよう、同機構を指導すること。

(2) 人材の確保について

団塊の世代の退職を迎えるとともに、来るべき既存の原子力発電所の更新を控え、今から、大学等においては奨学制度や専門職大学院教育の充実に努め、優秀な人材を確保するほか、原子力施設においては、協力会社を含む中堅技術者の技術水準の維持や安全教育の徹底に努めること。

(3) 国際協力の推進について

本県に集積している原子力施設や原子力緊急時支援・研修センター等を活用し、アジア太平洋地域における保障措置活動、核実験の監視、発展途上国に対する技術支援・人材育成などを総合的に行う機関を、国際原子力機関（IAEA）の支部として整備すること。

(4) 国民合意の形成について

原子力政策の推進に当たっては、政策決定過程から立地地域が参画するなど、立地地域の意見を十分に踏まえていく仕組みが必要であることから、立地地域の知事が関係関係と定期的に意見交換を行える場を設けること。

また、原子力のエネルギー供給に果たす役割や意義などについて、学校教育を始め、あらゆる機会を捉えて、分かり易い情報提供に最善の努力をすること。

2 原子力施設の安全確保について

(1) 原子力施設の耐震安全性の確保について

現在、原子力事業者が実施している新耐震設計審査指針に照らした原子力施設の耐震安全性評価については、平成19年新潟県中越沖地震により得られた知見を適切に反映させるとともに、事業者の評価結果を国の責任で早期かつ厳正に確認すること。

(2) 複合災害への対応について

ア 地震等の大規模自然災害と原子力災害が同時に発生する等、いわゆる複合災害に適切に対応するため、マニュアルの整備、防災活動資機材の充実を図るとともに、原子力オフサイトセンターを地域住民への情報提供や関係機関との連絡調整を行う拠点とするなど、有効に活用すること。

イ 原子力防災情報ネットワークの拡充・更新や避難所における住民への情報提供のための施設の整備に対し必要な財政措置を講じるとともに、体表面測定車等の更新や拡充など原子力緊急時支援・研修センターの支援機能の充実強化を図ること。

(3) 原子力施設の安全性・信頼性の向上のための対策について

原子力事業所で相次いで発覚したデータ改ざん等の不正問題や事故・故障等の報告漏れ等を踏まえ、検査制度をより実効性のあるものに充実強化するとともに、トラブルや施設管理上必要な情報については、連携ミスなどがなく、事業所内の複数部署で共有し、確認し合う仕組みなどを早急に構築するよう事業者を指導すること。

(4) 原子力施設の高経年化対策の充実について

県内の主要な原子力施設の高経年化対策が進められているところではあるが、その対策について、国が早急に評価し、その結果を公表すること。

(5) 放射性廃棄物の処分体制等の早期確立について

東海再処理施設のガラス固化体については、発生者責任の原則に基づき貯蔵管理施設の早期具体化を図るとともに、TRU廃棄物（長半減期低発熱放射性廃棄物）も含めて及び処分の実現に向けた取組みを一層強化すること。また、原子力発電所以外の事業所に保管されている低レベル放射性廃棄物に係る処分体制を早急に確立すること。

さらに、大強度陽子加速器（J-PARC）において、核変換技術による放射性廃棄物の放射能低減技術の研究を優先して取り組むことができるよう、財政措置を講じること。

(6) 原子力発電所周辺上空の航空機の飛行禁止について

原子力発電所周辺の上空を航空法で定める飛行禁止区域として、全ての航空機の飛行を全面的に禁止するなどの措置を講じること。

3 ジェー・シー・オー臨界事故対策について

関連周辺住民等の健康診断については、健康不安に対処するため、今後も、国の責任において継続的に健康管理対策を講じること。

また、臨界事故による補償問題が早期かつ適切に解決されるよう、事業者及び関連会社に対し引き続き強力に指導するとともに、風評被害の影響を払拭するため、引き続き本県が行う各種事業等の円滑な推進に対し全面的な支援を行うこと。

<提案・要望理由>

原子力施設から発生する放射性廃棄物の処分の早期実現を図る必要がある。

また、平成19年新潟県中越沖地震により東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所において様々なトラブルが発生したことを踏まえ、原子力施設の地震に対する安全性を確保するとともに、ジェー・シー・オー臨界事故や平成18年11月以降、各電力会社で相次いで発覚したデータ改ざん等の不正問題や平成19年6月に日本原子力研究開発機構で判明した事故・故障等の報告漏れ等を踏まえ、原子力施設の安全対策を一層強化する必要がある。

また、平成17年10月に発足した日本原子力研究開発機構における安全管理体制の確立や原子力災害時における体制の充実強化を図る必要がある。

さらに、臨界事故による住民の健康管理対策等を継続して講じる必要がある。